

改正案	現行
<p>（保険仲立人が備え置かなければならない帳簿書類） 第二百三十七条 法第三百三条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 保険契約の締結の年月日</p> <p>二 保険契約の当事者の氏名又は商号</p> <p>三 第二百三十二条各号に掲げる事項</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 保険契約者に対して行った保険契約の締結の媒介の内容</p> <p>2 保険仲立人は、保険契約が消滅した日から五年間、当該保険契約に係る法第三百三条に規定する帳簿書類を次に掲げる書面とともに保存しなければならない。</p> <p>一 法第二百九十六条第一項の規定により保険契約者に交付した書面の写し</p> <p>二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書面</p> <p>イ 法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五</p>	<p>（保険仲立人が備え置かなければならない帳簿書類） 第二百三十七条 法第三百三条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定により作成する書面（次項において「結約書」という。）に記載する事項</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第三百三条に規定する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とし、保険仲立人は、当該帳簿書類を保存すべき事務所ごとに備え置かなければならない。</p> <p>一 結約書の写し（結約書を交付し得なかつた場合は、その理由を記載した書面を含む。）</p> <p>二 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載した書面</p> <p>三 法第二百九十六条第一項の規定により保険契約者に交付した書面の写し</p>

百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三條において準用する場合を含む。）の規定により作成する書面（以下この条において「結約書」という。）を作成した場合（ロに掲げる場合を除く。）当該結約書の写し
ロ 結約書を交付し得なかつた場合 当該結約書及び交付し得なかつた理由を記載した書面
ハ 保険契約の当事者と結約書を作成しない旨の合意をした場合
その合意を証する書面

3 | 第一項第一号から第三号までに掲げる事項の全部又は一部が結約書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の法第三百二條に規定する帳簿書類への記載を省略することができる。

附 則

（削る）

四 | 保険契約者に対して行った保険契約の締結の媒介の内容を記録した書面

3 | 保険仲立人は、保険契約ごとに当該保険契約が消滅した日から少なくとも五年間、前項に規定する帳簿書類を保存しなければならない。

附 則

（保険仲立人に関する経過措置に係る認可の申請等）

第二十條 保険仲立人は、法附則第一百九條第一項の規定による認可（当該認可を受けた方法の変更の認可を含む。以下この条において「認可」という。）を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官（令附則第五條第二項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限を行わせる場合において、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 理由書
 - 二 認可に係る業務の方法を記載した書面
 - 三 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書類
 - 四 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
 - 五 保証金に関する事項を記載した書面
 - 六 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 2 金融庁長官は、認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
 - 一 認可を申請した者が、その行おうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。
 - 二 認可を申請した者が、その人的構成に照らして、その行おうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。
 - 3 認可を受けた保険仲立人は、当該認可に係る業務を廃止したときは、速やかに、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。
 - 4 認可を受けた保険仲立人が当該認可に係る業務を廃止したときは、当該認可は、その効力を失う。
 - 5 金融庁長官は、認可をしたとき又は第三項の規定による届出があったときは、その旨を法第二百八十八条第一項の保険仲立人登録簿に付記しなければならない。